

所得税の確定申告は税務署へ(平成21年分)

所得税の還付申告は、
税務署で受付中

申告期間 2月16日(火)～3月15日(月) 東村山税務署 東村山市本町1-20-22 ☎042-394-6811

税務署では所得税の確定申告書等をご自身で作成していただく「自書申告」をお願いしています。また、パソコンを利用して申告書を作成、提出することもできます。e-Taxを利用される方は、電子証明書付きの住民基本台帳カードなどe-Taxで利用可能な電子証明書をご持参ください。

税務署では、所得税の還付申告について、1月からアドバイス・申告書の受付をしています。

相談受付時間は、混雑の状況により、早く締め切ることがあります。各会場へは公共交通機関をご利用ください。

日曜窓口開設

東村山税務署では、2月21日と28日の日曜日に限り、窓口を開設します。

場所	日程
東村山税務署(地図参照)	2月21日(日)・28日(日)

受付時間 午前8時30分～午後5時
受付内容 確定申告書用紙の配布、申告書相談、確定申告書の受付および納付相談
当日は電話での相談は行っていませんので、電話での質問は平日にお願いします。
市役所・法務局は開庁していませんので、申告に必要な書類は事前に準備してください。

申告と納税の期限

【所得税】2月16日(火)～3月15日(月)
【贈与税】2月1日(月)～3月15日(月)

【個人事業者の消費税・地方消費税】3月31日(水)まで
期限内に納付されないと、延滞税がかかる場合があります。

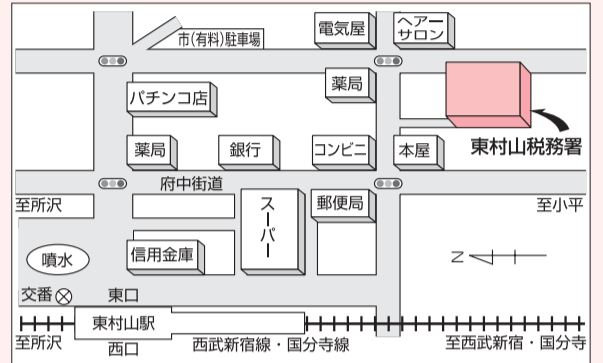
安心して便利な口座振替

所得税と個人事業者の消費税・地方消費税の納税には、安心して便利な口座振替をご利用ください。口座振替を利用しますと次のとおり納付期限の約1か月後に預貯金から自動的に納税額

が引き落とされます。

【所得税】4月22日(木)

【個人事業者の消費税・地方消費税】4月27日(火)



今年から確定申告はe-Taxで！
「e-Tax」は自宅などからインターネットを利用して申告・納税ができる便利なシステムです。また、申請・届出などもできます。
国税庁HP内の「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を直接送信(提出)できます。
最高5,000円の税額控除
添付書類提出を省略できます
還付金がスピーディー
1月18日(月)～3月15日(月)は24時間いつでも利用可能
e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。
電子証明書をすでに取得されている方は、電子証明書の有効期限切れにご注意ください。
詳しくは「e-Tax」HPをご覧ください。
<http://www.e-tax.nta.go.jp>
☎e-Taxヘルプデスク(☎0570-015901)
または東村山税務署

国税電子申告・納税は「e-Tax」の利用が便利です

「e-Tax」は自宅などからインターネットを利用して申告・納税ができる便利なシステムです。また、申請・届出などもできます。
国税庁HP内の「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を直接送信(提出)できます。
最高5,000円の税額控除
添付書類提出を省略できます
還付金がスピーディー
1月18日(月)～3月15日(月)は24時間いつでも利用可能
e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。
電子証明書をすでに取得されている方は、電子証明書の有効期限切れにご注意ください。
詳しくは「e-Tax」HPをご覧ください。
<http://www.e-tax.nta.go.jp>
☎e-Taxヘルプデスク(☎0570-015901)
または東村山税務署

税理士による無料申告相談

税理士による小規模納税者の所得税および消費税、年金受給者や給与所得者の所得税の申告相談や申告書の作成指導を無料で行いますので、お気軽にご利用ください。
作成した申告書は、会場で受付(お預かり)します。

場所	日程	
保谷こもれびホール	年金受給者	2月2日(火)
	小規模納税者	2月15日(月)～18日(木)

受付時間：午前9時30分～11時30分・午後1時30分～3時30分
2月2日(火)は年金受給者(事業・不動産および譲渡所得のある方は除く)の所得税申告が対象です。
所得金額が高額な方や相談内容が複雑な方は税務署または有料で税理士にご相談ください。
青色申告、譲渡所得(株式等の譲渡を含む)税理士に依頼している方はご遠慮ください。
源泉徴収票、筆記具、計算機、昨年の確定申告書の控え等をご持参ください。

パソコン申告センターをご利用ください

東京国税局では、ITを利用した申告を推進するために「パソコン申告センター」を開設します。
同センターでは次の業務を行っています。
パソコンによる所得税および個人消費税等の確定申告書等作成のアドバイス(ただし、株式や土地・建物などの売却による譲渡所得や贈与のある方を除く)
確定申告書の受付(提出された申告書は、それぞれの住所地(納税地)を所轄する税務署へ送付)
確定申告用紙等の配付

場所	日程
アクアプラザ 新宿区西新宿6-5-1 (新宿アイランド地下1階)	2月1日(月)～3月15日(月)(土・日曜日、祝日を除く)

受付時間：午前9時15分～午後5時

保険料・利用料は所得税や市民税・都民税の控除の対象です!

社会保険料控除

国民健康保険料・介護保険料・長寿(後期高齢者)医療保険料

申告額は平成21年1月～12月に納付した額(過年度分を含む)です。申告の際に領収書の添付は不要です。

健康年金課 ☎(☎460-9822)...国民健康保険料

健康年金課 ☎(☎460-9823)...長寿(後期高齢者)医療保険料

高齢者支援課 ☎(☎438-4031)...介護保険料

国民年金保険料

確定申告には、次のものが必要です。
平成21年9月30日までに納付された方...11月上旬に送付済みの控除証明書と10月1日以降に納付した保険料の領収書

10月1日～12月31日までの間に、平成21年に初めて保険料を納付された方...2月上旬に送付する「控除証明書」
☎ 3月13日(土)まで 控除証明書専用ダイヤル(☎0570-070-117)

IP電話・PHSからは ☎03-6700-1130へ

武蔵野年金事務所(☎0422-56-1411)
健康年金課 ☎(☎460-9825)

医療費控除

介護保険サービス

平成21年中に支払った介護保険のサービスの利用者負担額が「医療費控除」の対象となる場合があります(別表参照)。なお、申告の際には医療費控除の対象金額が記載された領収書の添付が必要です。

高齢者支援課 ☎(☎438-4030)

おむつ代

医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、過去におむつ代の医療費控除を受けたことがあり、要介護認定を受けている方は、介護保険主治医意見書内容確認書で代用できることもあります。

その場合、おむつの使用を証明する一定の要件を満たしている必要がありますので、あらかじめお問い合わせください。
高齢者支援課 ☎(☎438-4032)

高齢年金受給者に源泉徴収票を送付

老齢基礎年金や老齢厚生年金などは、所得税法上「雑所得」として取り扱われ、課税の対象となります。

そのため、日本年金機構では、平成21年の年金の支払総額や介護保険料額、

源泉徴収税額などを記載した「公的年金等の源泉徴収票」を1月中旬から送付します。

「公的年金等の源泉徴収票」は、老齢基礎年金や老齢厚生年金などを受けている方全員に送付します。

2つ以上の年金を受けている方や公的年金以外に所得がある方は、確定申告をする際にも必要となりますので、

大切に保管してください。

「公的年金等の源泉徴収票」がお手元に届かない時や紛失された場合には、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)へ、IP電話・PHSからは(☎03-6700-1165)または、年金事務所へ

☎武蔵野年金事務所

(☎0422-56-1411)

健康年金課 ☎(☎460-9825)

(別表)

	対象となるサービス	対象となる金額
施設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1割自己負担額と居住費・食費にかかる自己負担額の合計の2分の1
	介護老人保健施設 介護療養型医療施設	1割自己負担額と居住費・食費にかかる自己負担額
福祉系	訪問介護(生活援助を除く) 夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護 訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護 通所介護(デイサービス) 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 短期入所生活介護(ショートステイ) 介護予防短期入所生活介護	1割自己負担額 医療系介護サービスと併しよに利用していることが前提です。保険給付の支給限度額超過分(全額自己負担となった部分)は控除の対象外。 通所介護の食費、短期入所生活介護の滞在費・食費は控除の対象外。
	居宅サービス系	訪問看護 介護予防訪問看護 訪問リハビリ 介護予防訪問リハビリ 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 通所リハビリ(デイケア) 介護予防通所リハビリ
医療系	短期入所療養介護(ショートステイ) 介護予防短期入所療養介護	1割自己負担額と滞在費・食費にかかる自己負担額